参考資料10

真鶴港津波発生時行動マニュアル

平成 24 年 5 月 16 日作成

真鶴港指定管理者　真鶴町

目　　次

第１章　総　則
　１　目的・・１
　２　津波発生時の対応の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２章　配備基準（勤務時間外）
　１　津波発生時に係る配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　２　勤務時間外に津波警報等が発表された場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第３章　職員の連絡・参集体制
　１　勤務時間外の職員の連絡・参集体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　２　関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第４章　避難場所・避難経路
　１　避難場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　２　避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　３　一時避難場所・一時避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　４　一時避難場所から避難場所への避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　５　避難誘導の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第５章　初動態勢時の役割・初動態勢の流れ
　１　初動態勢時の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　２　初動態勢の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

第６章　初動態勢時の対応内容
　１　津波情報等の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　２　津波情報等の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　３　利用者の避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　４　海上にいる利用者への避難対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　５　土木センターへの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第１章　総　則

１　目　的

このマニュアルは、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、港湾施設の利用者の生命及び身体の安全を確保するために、職員がとるべき基本的な対応手順等を定めるものです。

職員は、日ごろからこのマニュアルの内容を理解し、津波が発生した場合には、適切かつ迅速に対応を行うものとする。

２　津波発生時の対応の基本的な考え方

(1)　津波による人的被害を軽減するためには、「直ちに水際から離れ、急いで安全な場所に避難する。」という行動原則を職員自身が認識しておく。

(2)　津波発生時には何よりも利用者の避難対応を最優先に行う。

(3)　マニュアルに定める内容は、基本的な対応手順を明らかにするものであり、状況に応じて臨機応変に適切な避難対応を行う。

第２章　配備基準（勤務時間外）

１　津波発生時に係る配備基準

勤務時間外に地震が発生した場合や、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合の配備基準は、次のとおりである。

勤務時間外に津波警報等が発表された時には、管理事務所へ向かうことは非常に危険なことが予想されるため、直ちに参集することはせず、指示があった場合にすぐに参集できるように準備して待機する。状況に応じまちづくり課長の判断で職員３名の参集指示を出し、参集するものとし現場対応を行う。

<table>
<tr><th colspan="2">基準震度等</th><th>配　備　基　準</th></tr>
<tr><td>震度５弱</td><td rowspan="2">所管港湾市町の震度</td><td rowspan="4">参集人数は３名とするが、その他の職員に関しては連絡待機</td></tr>
<tr><td>震度５強</td></tr>
<tr><td>震度６弱以上</td><td>県内の最大震度</td></tr>
<tr><td>県内に大規模な災害が発生</td><td>県の災害対策本部が設置された場合</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>相模湾・三浦半島</td><td rowspan="2">連絡待機</td></tr>
<tr><td>大津波警報</td><td>相模湾・三浦半島又は東京湾内湾</td></tr>
</table>

※　その他、東海地震注意警報又は東海地震予知情報が発表されたときはまちづくり課長の指示に従い連絡待機。

２　勤務時間外に津波警報等が発表された場合の対応

勤務時間外に津波警報等が発表された場合には、第３章１により緊急連絡網に基づき連絡することとなるため、テレビやラジオ、携帯電話等の通信機器を使用し、近隣地域の状況を把握する。まちづくり課長より連絡を受けた職員は、状況に応じ参集し現場対応行う。

第３章　職員の連絡・参集体制

１　勤務時間外の職員の連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報等が発表された場合には、次の緊急連絡網（※）に基づきまちづくり課長の指示に従い行動（待機）する。

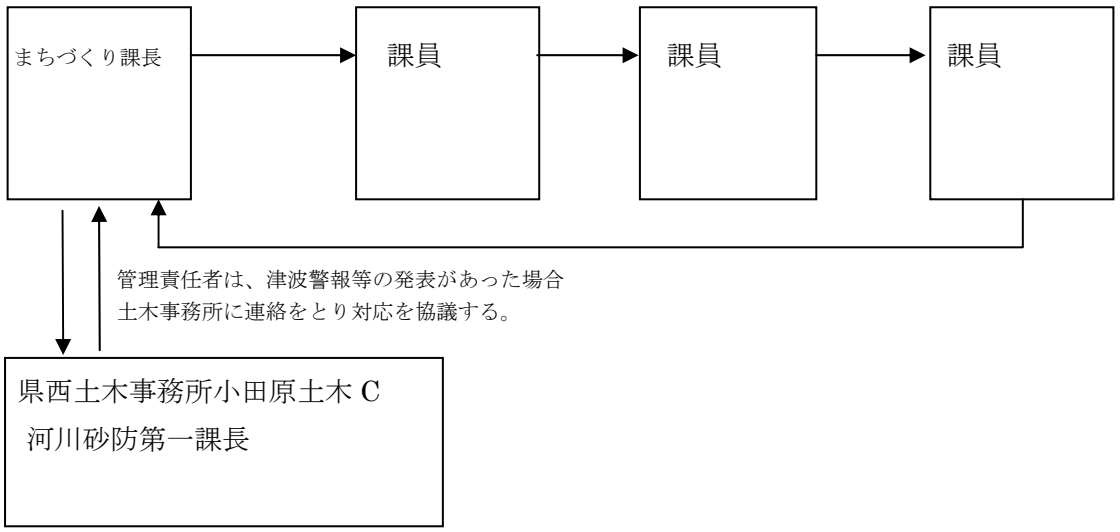

２　関係機関の連絡先

＜県西土木事務所小田原土木センター＞

担当課	連絡先	備考
県西土木事務所小田原土木Ｃ 河川砂防第一課 許認可指導課		

＜その他関係機関＞

関係機関名	部署（担当者）	連絡先	関係機関の役割
湘南海上保安署	整備救難課		海難救助
湯河原消防本部	警防課		情報提供

第４章　避難場所・避難経路

利用者の避難誘導を行う際の避難場所や避難経路は、次のとおりである。

１　避難場所

津波が発生した場合には、原則として真鶴町の広域避難場所であり、高台に位置するまなづる小学校及びひなづる幼稚園へ利用者の避難誘導を行う。まなづる小学校への所要時間は群衆歩行速度で約15分、ひなづる幼稚園へは同じく約30分とする。

２　避難経路

１の避難場所への基本的な避難経路は、P. ５（避難場所経路図①）のとおりである。

３　一時避難場所・一時避難経路

津波が間近に迫っており、１の避難場所へ避難する間がない場合や、災害時要援護者等避難場所への誘導が困難な場合等については、避難場所経路図①により少しでも高い場所へ避難誘導を行うこととするが、津波の襲来までに一刻の猶予もない場合には、町の津波一時避難場所として指定している㈱鈴木組及び魚座への避難誘導を行う。津波一時避難場所への避難経路は、P. ６（一時避難場所経路図②）のとおりである。

４　一時避難場所から避難場所への避難

一時避難場所は、とりあえず津波の危険から命を守るための場所であるため、一時避難場所へ避難した場合には、津波等の状況を見て、次の経路のとおり、避難場所へ避難することとする。

ただし、避難の際に、津波注意報や津波警報等が解除されるまでは、津波浸予想区域に近づかないよう、利用者への周知を行う。（津波浸水予想区域については、津波浸水予測図①）

一時避難場所から避難場所への基本的な避難経路については、避難場所経路図①に準ずることとする。

５　避難誘導の判断

津波発生時にどの場所に避難させるかは、その時の状況により異なるため、当日の責任者が指示を出し、職員は利用者の安全確保を第一と考えた避難誘導を行い、利用者の安全確保が確認でき次第、職員も避難を行う。

避難場所経路図①

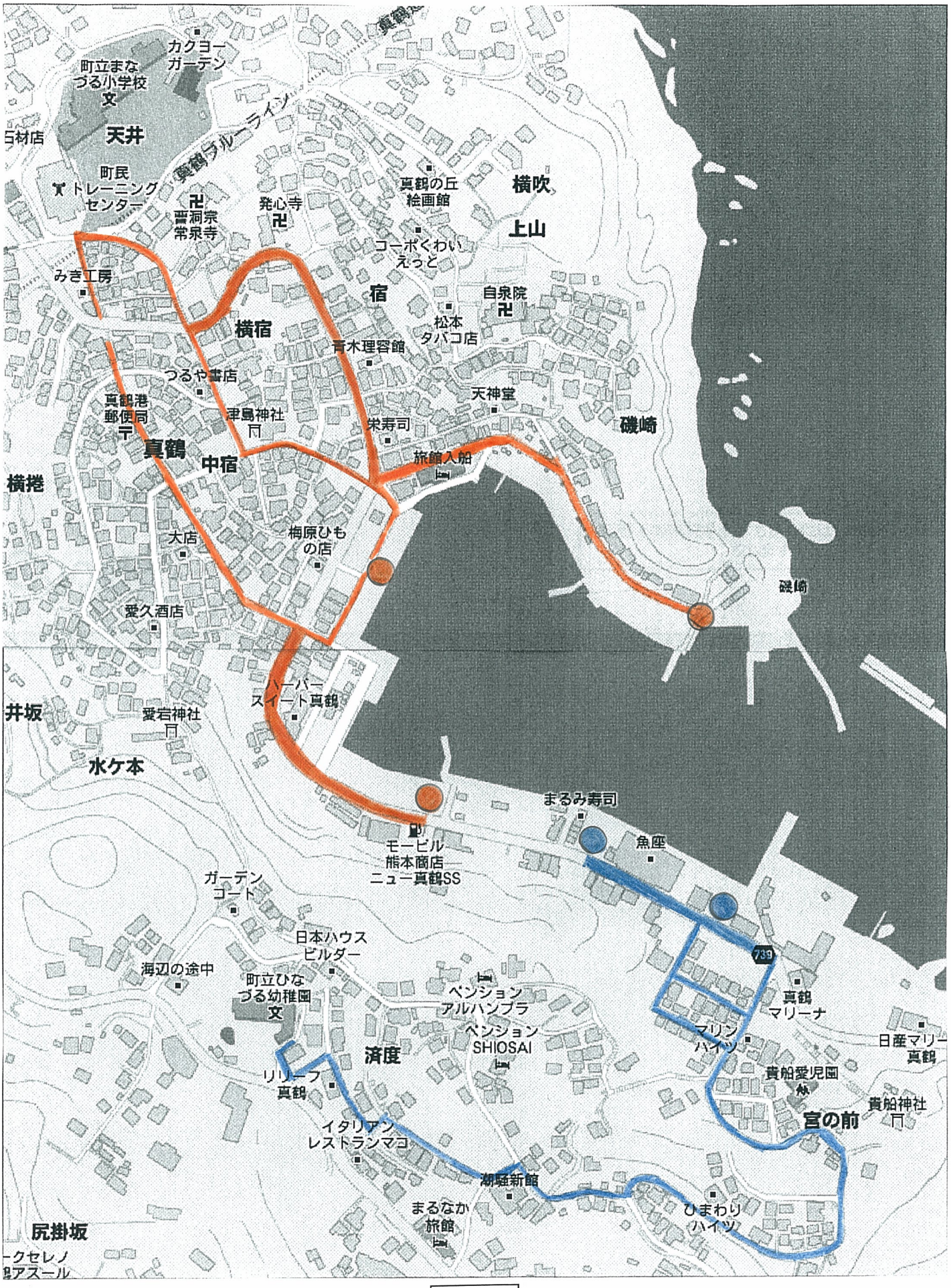
町立まなづる小学校
カクヨーガーデン
天井
町民トレーニングセンター
真鶴ブルーライン
曹洞宗常泉寺
発心寺
真鶴の丘絵画館
横吹
上山
コーポくわいえっと
みき工房
宿
自泉院
松本タバコ店
横宿
青木理容館
つるや書店
真鶴港郵便局
津島神社
天神堂
磯崎
栄寿司
真鶴
中宿
旅館入船
横捲
大店
梅原ひもの店
愛久酒店
ハーバースイート真鶴
井坂
愛宕神社
水ケ本
まるみ寿司
魚座
モービル熊本商店ニュー真鶴SS
ガーデンコート
日本ハウスビルダー
海辺の途中
町立ひなづる幼稚園
ペンションアルハンブラ
ペンションSHIOSAI
済度
リリーフ真鶴
真鶴マリーナ
フリンハイツ
日産マリーナ真鶴
貴船愛児園
貴船神社
宮の前
イタリアンレストランマコ
潮騒新館
まるなか旅館
ひまわりハイツ
尻掛坂

一時避難場所経路図②

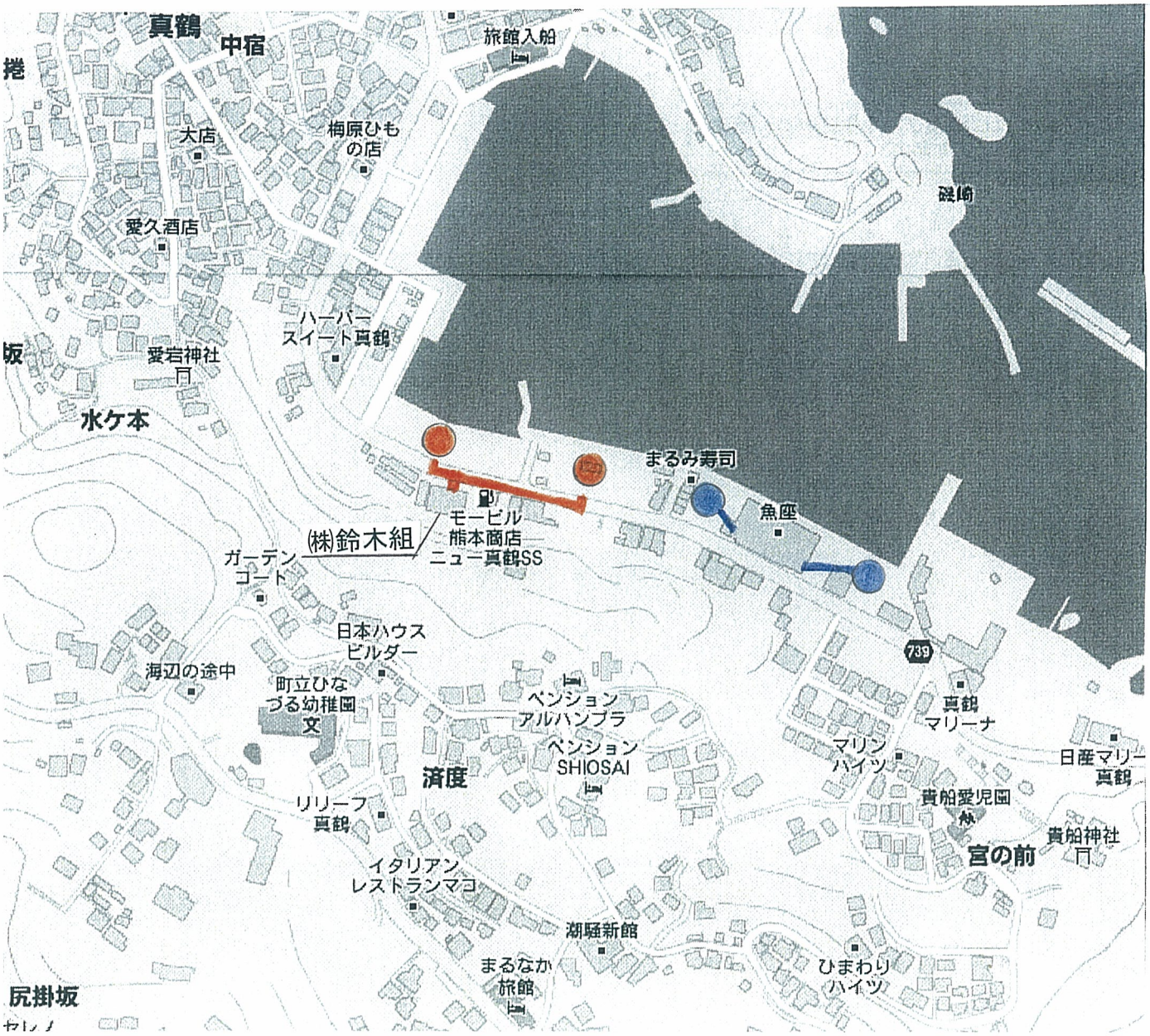
真鶴
中宿
旅館入船
大店
梅原ひもの店
愛久酒店
磯崎
ハーバースイート真鶴
愛岩神社
水ケ本
まるみ寿司
魚座
モービル
熊本商店
ニュー真鶴SS
㈱鈴木組
ガーデンコート
日本ハウスビルダー
海辺の途中
町立ひなづる幼稚園
ペンションアルハンブラ
ペンションSHIOSAI
済度
リリーフ真鶴
イタリアンレストランマコ
潮騒新館
まるなか旅館
ひまわりハイツ
マリンハイツ
真鶴マリーナ
日産マリー真鶴
貴船愛児園
貴船神社
宮の前
739
尻掛坂

津波浸水予測図①

真鶴港

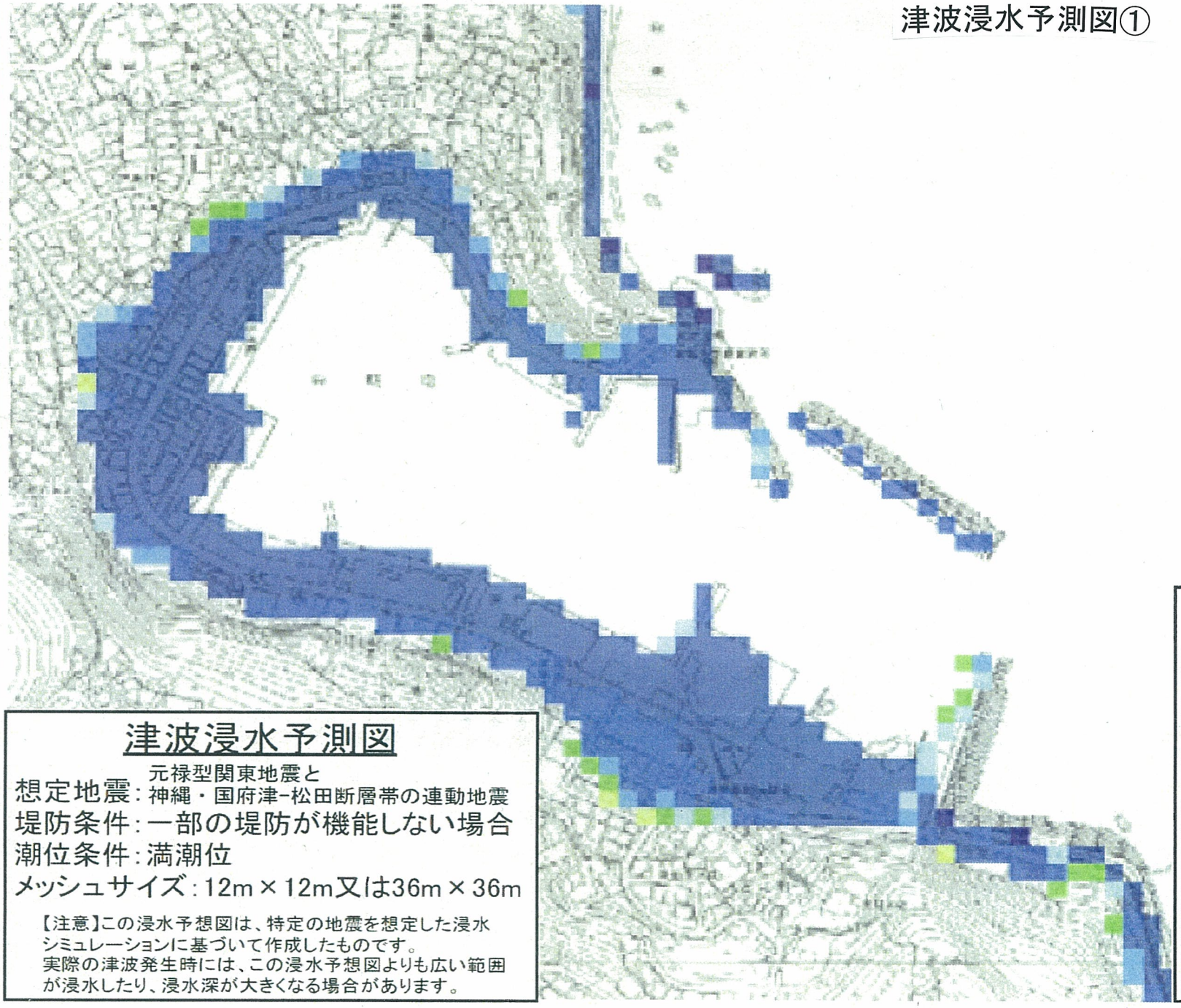

津波浸水予測図

想定地震：元禄型関東地震と神縄・国府津−松田断層帯の連動地震
堤防条件：一部の堤防が機能しない場合
潮位条件：満潮位
メッシュサイズ：12m × 12m又は36m × 36m

【注意】この浸水予想図は、特定の地震を想定した浸水シミュレーションに基づいて作成したものです。
実際の津波発生時には、この浸水予想図よりも広い範囲が浸水したり、浸水深が大きくなる場合があります。

第５章　初動態勢時の役割・初動態勢の流れ

１　初動態勢時の役割

津波発生時には、何よりも利用者の避難対応を最優先に行う必要がある。

各職員は、初動態勢時には原則として次の役割を担う。

配備体制の責任者は、津波発生時に勤務する一番上席の者とし、配備体制の責任者は、あらかじめ定められた役割を基本に職員に指示を出す。各職員は、責任者の指示に従うとともに、自発的な行動を必要に応じ行う。

＜参考例＞

区　分	人　員	役　　割
管理係	まちづくり課員１名	建物内の施設安全確認、関係機関への連絡、利用者避難誘導等
避難誘導係	まちづくり課員２名 港湾管理事務所嘱託員２～３名 （勤務時間内）	建物外の状況確認、関係機関への連絡、ハンドマイクによる放送、利用者避難誘導、出艇者の確認・避難措置等

２　初動態勢の流れ（勤務時間内の場合）

初動態勢時の流れと対応すべき主な内容は次のとおりです。

① 地 震 発 生

↓

② 情 報 収 集　・・・震度、津波警報等発表の有無、津波到達予想時間、出艇者の情報収集。

↓

③ 情 報 伝 達　・・・港内放送等により、利用者への情報伝達。

↓

④ 避 難 誘 導　・・・あらかじめ定められた津波避難場所等へ利用者の避難誘導を行う。

↓

⑤ 土木センターへの報告　・・・被害状況等について、県西土木事務所小田原土木センターへ報告を行う。

第６章　初動態勢時の対応内容（勤務時間内の場合）

職員は、各自の役割に基づいて、次のとおり対応する。（港湾管理事務所に勤務する嘱託員は避難誘導に従事することとする。）

なお、ここで定める内容は基本的な対応手順を明らかにするものであるが、被害等の状況に応じて臨機応変な対応が必要となった際は、手順と異なる場合もあることとする。

１　津波情報等の収集（管理係）

(1)　津波警報等の情報収集

管理係は、地震が発生した場合には、（テレビ、インターネット等）により次の情報を収集する。

停電により、テレビ等から情報が収集できない場合には、ラジオや携帯電話で情報を収集する。

＜収集すべき情報＞

□　津波警報等発表の有無
□　津波の予想される高さ
□　津波到達予想時刻
□　震度・震源の大きさ
□　震源地
□　余震の起こる可能性

(2)　出艇者の確認等

管理係は、ヨットの出艇届、出艇記録を速やかに確認し、帰着していない艇がいる場合には、艇数、船種等を確認し、レスキュー艇の出動、海上保安署への連絡・巡視要請、出艇者の携帯電話への連絡等、状況に応じた措置を講じる。

２　津波情報等の伝達（管理係）

津波注意報や警報が発令された場合には、Ｊアラートにより注意報や警報の情報が防災行政無線から自動的に流れるが、管理係は状況に応じて、次の情報をハンドマイクやメガホン、広報車により利用者へ伝達する。

＜津波注意報発表時の伝達内容例（参考）＞

「こちらは、真鶴港管理事務所です。
〇時〇分、津波注意報が発表されました。
水際付近は危険です。直ちに水際から離れてください。
（※ 津波到達時間が判明した場合）
予想される津波の到達時刻は、〇時〇分です。」

＜津波警報（大津波警報）発表時の伝達内容例＞

「こちらは、真鶴港管理事務所です。

〇時〇分、津波（大津波）警報が発表されました。

高い所で２メートル程度（３メートル程度以上）の津波が予想されます。

水際付近は危険です。直ちに水際から離れ、まなづる小学校あるいはひなづる幼稚園（避難場所）、または高台に避難してください。

また、車での避難は避けてください。

（※ 津波到達時間が判明した場合）

予想される津波の到達時刻は、〇時〇分です。」

３　利用者の避難誘導（管理係、避難誘導係）

管理係及び避難誘導係は、利用者の避難誘導を行う。

(1)　避難誘導方法

管理係及び避難誘導係は、残留者の確認を行うとともに、利用者を真鶴町の広域避難場所であるまなづる小学校あるいはひなづる幼稚園へ避難誘導を行う。職員は、利用者が迅速にまなづる小学校あるいはひなづる幼稚園へ避難できるよう、交差点等に待機するなど可能な限り誘導の補助を行う。

(2)　津波が間近に迫っている場合や災害時要援護者への対応

津波が間近に迫っており、避難場所へ避難する間がない場合や、災害時要援護者等避難場所への誘導が困難な場合等については、避難場所経路への誘導を行い、利用者をできるだけ高い場所への避難誘導を行う。

上記の避難も間に合わない場合等最低限の避難を行わざるを得ない場合には、町の津波一時避難場所（㈱鈴木組、魚座）への避難誘導を行う。

４　海上にいる利用者への避難対応（避難誘導係）

避難誘導係は、出艇者の確認を行い、海上にいる利用者への呼びかけを行うとともに、必要に応じて、海上保安署等への協力要請を行う。

■避難誘導方法

①避難誘導係は、当日の出艇状況を確認し帰港申告のされていない艇を確認する。

②帰港申告のされていない各艇の船長に携帯電話で連絡を取る。

１．津波警報等が発令された旨と津波到達予想時間等の情報提供。

２．港に戻るか否かの判断は船長に任せる。

３．港湾管理事務所２階から双眼鏡で艇の位置を確認する。確認できない場合は携帯電話でのやりとりの中でおおよその位置を確認する。

４．湘南海上保安署の整備救難課に連絡を取り艇の位置情報を報告。

５　土木センターへの報告（管理係）

下記事項を、利用者・職員の安全確保後、できるだけ速やかに電話、ＦＡＸ、メール等により報告を行う。

＜報告事項＞

- □　責任者（連絡者）の氏名・連絡先
- □　避難対応状況（避難場所、避難人数等）
- □　負傷者等の状況
- □　施設の被害状況（分かる範囲で）
- □　今後の対応予定